



医療福祉相談室 だより

2013年11月
第12号

介護保険制度は 年々急速に進行する高齢化に対応するため、平成12年度から始まりました。老後の不安要因である介護を、介護する人・介護される人の両方が安心して暮らせるよう、社会全体で支え合うために作られた制度です。

介護保険は65歳以上にならないとサービスを受けられないと思っていませんか？介護状態は高齢者だけではありません。若くても病気になって介護が必要になることもあります。この時、介護保険を使って生活を支援してもらう事が可能な場合があります。

Q. 45歳、透析を受けています。介護保険サービスは使える？



A. 介護保険は、65歳以上の方が対象ですが、40歳～64歳でも特定の疾病で介護状態が必要になると、サービスを受けることが可能です。
特定の疾病とは、次の16種類が指定されています。

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脳血管疾患
- ・後縦靭帯骨化症
- ・初老期における認知症
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・がん末期
- ・多系統萎縮症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・関節リウマチ
- ・早老症
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

☆今回から、「介護保険」についてシリーズで連載していきます。
次号は「要介護度について」紹介予定です。